

## 香美町農業委員会総会(第8回)議事録

1 開催日時 令和4年11月25日(金) 9:30～10:45

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川 功兒
会長職務代理者	2番	中村 成一
委員	3番	岡田 久志
	4番	西村 功
	5番	井村 壽之
	6番	文堂 福一
	7番	米田 和弘
	8番	門垣 日出男
	9番	中村 彰男
	10番	山本 薫
	12番	吉川 正人
	13番	橋本 幸長
	14番	前田 精一

4 欠席農業委員(1人)

11番 田中 一馬

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

代表	1番	中川 君雄
	2番	高田 勝
	3番	青山 政行
	4番	原 君枝
	5番	小林 隆夫
	7番	田野 豊博
副代表	8番	東垣 泰彦
	9番	毛戸 良久
	10番	本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 11月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)合意解約通知について

(3)農地の転用(農業用施設)届出について

第4 議案第24号 非農地証明願承認について

第5 議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

第7 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。

本日の議事録署名委員は3番「岡田久志委員」と4番「西村 功委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、3番「岡田久志委員」と4番「西村 功委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を3件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を4件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項3番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、佐津ICから佐津方面に約3kmいきますと米地集落に入る交差点がありますが、その交差点を米地集落方面に約300mのところにあります。 現地は、田となっておりますが少し荒れておりました。申請人は新規就農者として、これから頑張っていただけの方です。 申請内容ですが、36㎡の出荷調整施設の建設のための届出です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。

議 長	日程第4 議案第24号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから31ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第24号 番号1番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号にある神水バス停から南へ30m、西へ30m入った右側にあります。 申請内容は、現況写真のように平成2年に建設された神水地区集会所の敷地として利用されており地目変更登記のための願出です。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第24号 番号2番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、佐津ICから佐津方面に約2kmのところ丹生地地区に入る交差点がありますが、その交差点を集落内に入り500mのところ、集落の一番奥にあります。 申請内容は、現況写真のように既に原野化となっており、地目変更登記のための願出です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第24号 番号3番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

3番	申請地は、県道香住村岡線の境バス停から区内に入ってすぐのところにあります。申請内容は、現況写真のように既に宅地となっており、地目変更登記のための願出です。
議長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第24号 番号4番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と私が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、村岡地域局から八鹿方面に約1kmのところ村岡高校前交差点を右折して2kmほど進んだところにある神坂バス停から北に20mのところにあります。 申請内容は、現況写真のように以前から駐車場として利用し雑種地となっていました。地目変更登記のための願出です。
議長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第24号 番号5番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、旧国道178号の下浜の信号機のあった場所から余部方面に100mほど進み、そこから北側へ50mのところ寺があり、そこを左に50mほど進んだところにあります。 申請内容は、地元区が広場として利用していましたが管理ができなくなり、地主にお返してから手つかずの状態となり原野化しております。地目変更登記のための願出です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第24号 番号6番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、香住高校の山側にJRが走っていますが、そのJRの高架を抜けて200mほどのところにあります。 申請内容は、梨栽培をされておりましたが、もう断念をされて林野化しております。地目変更登記のための願出です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第25号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①32ページから45ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第25号 番号1番の申請について、11月21日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、県道香住村岡線の境バス停から西へ100から200mいきたところにあります。現地は、水稻栽培されお良好に管理されていました。 申請内容ですが、双方合意による所有権移転登記のための申請です。
議長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に議案第25号 番号2番の申請について、11月21日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、先ほどの場所の道を挟んで反対側に2筆あります。いずれも畑作がなされ良好に管理されており、今後も果樹、果木を植えて利用される予定です。もう1筆は、境バス停から香住方面へ400mほどいったところで、現在は水稻栽培がなされ良好に管理がされておりました。 申請内容は、双方合意による所有権移転登記のための申請です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第25号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第26号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の46ページから50ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第26号の申請について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から南へ250mのところにあります。申請地は、畑として耕作されておりましたが、現在は耕作されておらず除草の管理はされておりました。道路、水路とも影響はなく、隣接地はプレハブ小屋が建っていました。 申請内容ですが、申請者は高齢により離農することとなり、これを機に露天駐車場として転用申請をされたものです。なお、隣接地や地元農会長、区長の同意は得ております。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取り思います。議案第26号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第21号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	日程第7 議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第27号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第27号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

---

議事録署名委員

㊟

㊟